

システム開発委託契約・保守契約、クラウド利用契約、ソフトウェアライセンス・代理店契約等

# IT契約をめぐる「契約書レビュー」と「トラブルシュート」のポイント

～実際のトラブル事案(裁判例)、民法改正が契約実務に与える影響を踏まえたユーザ企業(発注者)とベンダの責任範囲と対応策～

●日 時● 2018年 12月 10日(月) 13:00 ~ 17:00

●会 場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

講 師

牛島総合法律事務所 パートナー弁護士 影島 広泰 氏

【略歴】一橋大学法学部卒業、03年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。ITシステム・ソフトウェアの開発・運用、個人情報・プライバシー、ネット上のサービスや紛争に関する案件を中心に活躍中。実務視点のわかり易い講義に定評がある。日本経済新聞社「企業が選ぶ弁護士ランキング」2016年情報管理部門において、企業が選ぶランキング2位。裁判所ウェブサイトで公開された最新判例の判決文を自動的に分析してTwitterに投稿するBot(プログラム)を提供(@kageshima)。約30万ダウンロードのiPhone/iPad人気アプリ「e六法」開発者。「法律家・法務担当者のためのIT技術用語辞典」(商事法務)、「個人情報保護法と企業法務」(清文社)等、著書・論文多数。

## ◆ 開催にあたって

ITシステムの開発・運用等、IT契約におけるユーザ企業(発注者)とベンダの責任範囲をめぐるトラブルが後を絶ちません。IT契約においては、IT技術特有の概念やIT用語、関連する特別法に加えて、万が一紛争になった場合の判断材料として、過去の裁判例を十分に理解しておく必要があります。

本講座では、システム開発委託契約、システム保守契約、クラウド利用契約、ソフトウェアライセンス・代理店契約における契約書レビューで注意すべきポイントや、トラブル発生時の責任の所在を含む、トラブルシュートの実務について、これまでの裁判例、および民法改正の影響も踏まえて解説します。

《詳細は裏面をご覧ください》

### ●受講料● 1名(税込み、資料代含む)

正会員	33,480円	本体価格 31,000円
一般	36,720円	本体価格 34,000円

- 正会員の登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。(〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕)
- お申込み後(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- 最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただく場合もございます。
- 本申込書をFAXにてwお送りいただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、番号をお間違えないようご注意ください。

一般社団法人企業研究会

担当: 上島 E-mail kamijima@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町5-7-2MFPR麹町ビル2F

TEL 03-5215-3516/FAX 03-5215-0951

申込方法 ホームページからのお申込みが便利です。https://www.bri.or.jp

企業研究会セミナー

検索

\*セミナーの最新情報もご覧いただけます。

181775-0302(※)		2018.12.10	
申込書 IT契約をめぐる「契約書レビュー」と「トラブルシュート」のポイント			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL	FAX		
ご氏名	フリガナ	所属	役職
Eメール			

【個人情報の利用目的】お客様の個人情報は、お申込受付後のご連絡やご請求等を行うため、また、ダイレクトメールの発送等、当会主催の各種事業をご案内するために利用させていただきます。

## ● プログラム ●

■講師 牛島総合法律事務所 パートナー弁護士 影島 広泰 氏

13:00

### 1. システム開発委託契約

- (1) システム開発委託契約の考え方とレビューのポイント
  - ・請負契約、準委任契約に関する契約条項のポイントと民法改正が実務に与える影響
  - ・プロジェクト下流工程での頓挫、中止時の清算関係（一括契約の場合、多段階契約の場合）
  - ・責任制限条項のワーディングのポイント（契約の免責合意で回避できるか）
- (2) ユーザ・ベンダそれぞれの義務と契約実務への反映
  - ・「契約内容の特定」に対する裁判所の考え方、一括契約と多段階契約における違い
  - ・プロジェクト・マネジメント（PM）をめぐるユーザ・ベンダそれぞれの義務（PM義務違反、協力義務違反を初めて判示したといわれたいるリーディングケース等を例に）
  - ・契約実務のポイント（PM義務に関する条項、拒絶義務に関する規定の検討）
- (3) ベンダからの追加費用の請求の可否
- (4) システム完成後に発生し得る諸問題へのトラブルシューティング
  - ・バグがあった時の報酬請求権の考え方（完成していない場合、完成している場合）
  - ・請負＝完成義務あり、準委任＝完成義務なし、と単純に考えてよいのか、裁判上の「完成」の基準は何か
  - ・検収と「完成」をめぐる契約条項のポイント（請負の場合、準委任の場合）
  - ・民法改正が契約実務に与える影響（契約不適合責任への対応）
- (5) トラブルシューティングのポイント
  - ・何を証拠に残しておくべきか、何を証拠に残してはならないのか（契約の成立、完成・引き渡し、謝罪、など）
  - ・各種ドキュメントの証拠上の位置付け（契約書「別紙」の重要性）
  - ・紛争になったときに見極めるポイント（裁判で重視されるもの、一括請負契約の盲点、過失相殺への注意、など）
  - ・プロジェクトを中止する際の留意点（解除通知を出すことのリスクとは）

### 2. システム保守契約

- (1) システム保守契約の考え方
  - ・ソフトウェア開発から、引渡し、瑕疵修補、保守までの考え方
  - ・無償対応と有償対応の切り分け（SQLインジェクション攻撃による顧客情報流出事故を例に）
  - ・契約書レビューのポイント（保守契約に盛り込んでおいた方がよいポイント）
- (2) 「常駐型」が偽装請負とされないために
  - ・請負労働者が発注者の作業場に常駐する場合のポイント、指揮命令、委託料、機械等の購入・借入時の留意点
- (3) 個人データ・個人番号の委託と保守
  - ・個人情報保護法、マイナンバー法におけるルールの確認（委託先の適切な選定、委託契約の締結、再委託）
  - ・契約書レビューと社内体制のポイント（委託先における取扱状況の把握をどのように行うか）
  - ・委託に当たる場合と当たらない場合（システム保守は個人データの取扱いの委託になるか）
- (4) 委託先から情報漏洩が発生した場合のトラブルシューティング

### 3. クラウド利用契約

- (1) IT用語と概念の整理（クラウド、オンプレミス、SaaS、PaaS、IaaS、SLA、ベストエフォート）
- (2) 契約書レビューのポイント
  - ・レビューの際に参考となる条項の例、実務上よく問い合わせがある条項
  - ・SLAの法的効力とSLAで定めておくことが望ましい項目
  - ・ストレージサービスを利用するための契約における輸出規制（外為法第25条第1項）との関係
  - ・クラウドサービスの利用は「委託」にあたるのか、「委任」にあたらぬ場合はどのような規制が及ぶのか

### 4. ソフトウェアライセンス契約、代理店契約

- (1) IT用語と概念の整理（OSS、GPL、リバース・エンジニアリング）
- (2) ライセンス契約の基本的考え方と契約書レビューのポイント
  - ・ライセンス契約の成立と返品等の可否（提供契約と解される場合、複製物の売買契約と解される場合）
- (3) 代理店契約（販売店契約）とライセンスの形態
  - ・システム開発の中止時にライセンスの扱いが問題になりやすい傾向がある契約形態とは
- (4) OSSソフト利用についての留意点、無効となる可能性がある契約条項
- (5) ライセンス契約の終了時の取扱い
  - ・契約解除の場合、契約不成立の場合、契約満了時におけるユーザの義務とは

17:00